

出席停止(公欠扱い)となる学生の症状等

2022/03/29

症状など	手続き(報告, 連絡, 相談)	その場合の出席停止期間と条件(公欠扱い)
新型コロナウイルス感染者, PCR陽性	感染が確認され次第学校に 電話で報告 する。 082-263-7177	
濃厚接触者に該当する人 【濃厚接触者】 1. 患者と同居あるいは長時間の接触(車内, 航空機内※等を含む)があった方 2. 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で, 必要な感染予防策なしで, 患者と15分以上の接触があった方 3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方 4. 適切な感染防護なしに患者を診察, 看護若しくは介護していた方	必ずかかりつけ医または「受診・相談センター」に相談し、 ・広島市 082-241-4566 ・呉市 0823-22-5858 ・福山市 084-928-1350 ・それ以外の市町 082-513-2567	出席停止解除の基準を満たすまで。 (医師や保健所の指示に従う)
感染あるいは濃厚接触の疑いがある人		
強いだるさ・息苦しさ・高熱等の強い症状のいずれかがあがる人		症状が出た日から4日間 以後、症状が完全に改善した翌日まで (医師や保健所の指示に従う)
37.5度以上の熱がある人	指示内容をチューターに電話またはメールで報告する。	
風邪の諸症状がある人(咳、鼻水等)		症状が完全に改善した翌日まで (医師や保健所の指示に従う)
同居者に37.5度以上の熱がある人		同居者に症状が出た日から4日間 以後、同居者の症状が完全に改善した翌日まで (医師や保健所の指示に従う)
重症化のリスクが高い人	重症化のリスクが高い人とは、医療的ケアを必要とする人で、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患のある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている人、妊婦の人など。 医師の 指示内容をチューターに電話またはメールで報告 する。	医師に相談して個別に判断する
入国(帰国)した日の過去14日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域(※1)』に滞在歴のある人	該当者は直ちに学校に 電話で報告 する。 082-263-7177	入国(帰国)の次の日から起算して14日間 (PCR検査結果が陰性の場合も上に同じ)

「受診・相談センター」の連絡先(厚生労働省のサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

出入国在留管理庁

https://www.moi.go.jp/isa/covid-19_index.html